次に「④ 発達障がい児への支援施策について」であります。

現在発達障がい児についての相談体制は、主管の福祉保健部を中心として、教育部を始め、子ども未来部での各部窓口開設など、それぞれが重層的に発達障がいへの支援体制を敷いていることは、他都市に比べ非常に先進的な取組みであることであり、高く評価されることだと思います。

現在発達障がい児についての相談体制は、福祉保健部については窓口や、甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」。甲府市教育委員会については発達障がい窓口と共に、学校現場ではスクールカウンセラー、発達相談員、特別支援教育支援員での対応が成されています。子ども未来部は子ども支援課、子ども相談センター「おひさま」、そして、相生２丁目の甲府市子育て世代包括支援センターでも相談ができるわけであります。しかし、各部がそれぞれの対応を個別に行うことだけではなく、市民から所管各部署にご相談を頂いた内容を、それぞれの専門性を持つ各部署が一堂に会し、対応、協議をすることが、更なる解決の早道で有り、大変に望ましいことだと考えます。

本年６月 16 日民生文教委員会でも発言しましたが、各部署が１つに集まり対応、協議、情報共有、検討をするといった庁内の会議について、ご答弁では、必要性については十分認識しておられるとありました。そこで質問します。

①発達障がい児への支援体制としての各所管部連携体制としての庁内会議の設置状況や実施についてお示しください。

また、来るH31 年に完成予定である山梨県子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）では、児童心理治療施設などが充当され、本市住吉 2 丁目、我が地元伊勢地区内に建てられることとなり、早期治療の受け皿として、市内に建設されることは本市の重層的な先進的な取り組みと相まって、緊密な県市即応体制となることが大いに期待されます。

この事から本年度末に策定を考えておられる、障がい児への支援体制を含めた新たな甲府市障がい者福祉計画には、発達障がい児、あるいは発達障がいが疑われるお子さんや、その保護者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した総合的かつ継続的な相談支援を行うための体制の構築が必要

で有ります。その上で、この専門チーム連携の中で精査された確かな情報を、この新たな県の総合拠点に繋げていくことが肝要であり、これが出来れば早期治療開始ができることと共に、よりきめ細かな対応処置を、今以上に進めることも可能だと思います。

そこで質問します。

② 本年度末に策定される新たな甲府市障がい者福祉計画に、発達障がい児への各部相互の緊密な連携体制の強化を制度化し、一貫した総合的かつ継続的な相談支援体制で、子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）との連携を図っていく必要があるものと考えますが、当局の御所見をお示しください。

3‘35“

「発達障がい児（者）の支援に関する庁内検討会議」の設置状況などについて

○答弁者　福祉保健部　相良治彦　部長

本市では、発達に課題のあるお子さんの早期支援に向けた取組として、乳幼児健康検診のほか、子育て世代包括支援センターの「すこやか相談」や「すこやか教室」において、発達に心配のあるお子さんの特性に応じた指導を行いながら早期の支援に努めております。

また、発達障がいが認められたお子さんには、児童発達支援センターなどの専門職員が保育所などを訪問して、お子さんや保護者にアドバイスを行う保育所等訪問支援や、生活能力の向上のために必要な訓練を行う保育所等訪問支援や、生活能力の向上のために必要な訓練を行う放課後等デイサービスなど、各種の障害福祉サービスを提供しております。

こうした中、発達状況に課題を持つお子さんは、全国と同様に本市でも増加傾向にあることから、地域であんした生活を送る上で、不安や負担感を抱えているお子さんと、

そのご家族に対する総合的で切れ目のない支援のための体制強化は重要な課題であります。

このようなことから、発達障がいのある方や発達障がいが疑われる方、並びにそのご家族に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援を行うための体制の構築と、関係部署の連携強化を図る事を目的として、「発達障がい児（者）の支援に関する庁内会議」を本年7月に設置したところであります。

この検討会議におきましては、庁内の連携体制や活動の方向性などについて確認を行うとともに、今後も継続した活動を行いながら、発達障がいの理解を促進する対策や支援策の拡充を図って参ります。

また、専門事項の調査研究を行うために設置した実務者会議においては、発達に課題のあるお子さんを早期に発見し、早期支援に繋げていくための統一したチェックシートや、個別の支援計画シートの導入について検討を行うとともに、保護者や家族、保育所や幼稚園などにおいて、発達障がいを正しく理解して頂き、適切な相談や発達支援に繋

げていくための市民向けガイドブックの作成について、検討を進めているところであります。

今後におきましても、発達障がい児への総合的で切れ目のない支援を行うための体制の構築と関係部署の連携強化に努めながら個々のお子さんの状態に応じた支援を行うなど、発達に課題のあるお子さんの健やかな成長を支援してまいります。

新たな「甲府市障がい者福祉計画」と発達障がい児に対する支援の連携について

○答弁者　福祉保健部　相良治彦　部長

障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害者福祉計画は、相互に関連が深い物であることから、本市では、平成２７年３月に「甲府市障がい者福祉計画」として一体的に策定いたしました。

こうした中、昨年６月に児童福祉法が一部改正され、「障害児福祉計画」の策定が必要となったこと、また、本年度

は、障害福祉計画の期間が満了することから、現在、この３つの法律に基づく計画を一体的なものとして、新たに「甲府市障がい者福祉計画」の策定に取り組んでおります。

新計画におきましては、障害者福祉に関する施策を巡る社会情勢の変化や、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、「障がい児の健やかな育成のための支援体制をつくる」を、計画目標として新たに設定し、障がいや疾病などで支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実を盛り込む方針であります。

また、発達に課題のある方の早期発見や早期支援に向けた体制の構築と庁内における関係部署の連携強化を目的とした、「庁内検討会議」を計画に位置付け、乳幼児期から成人期までの総合的で切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

併せまして、山梨県が平成３１年度に完成を予定しております「（仮称）子どもの心のケアに係る総合拠点」との連携につきましては、新たな計画の推進にあたって重要であると考えておりますので、今後、県と情報交換や意見交換

を行う中で、個々の状態に応じた支援に取り組んで参りたいと考えております。

〇再登壇にて要望　佐野弘仁

　非常に前向きなご答弁、大変にありがとうございます。発達障がい児への支援体制として、子ども未来部が乳幼児健診から始まる幼保への支援、教育部が個別計画まで含めた児童、生徒への支援、主管部署の福祉保健部が全庁のイニシアティブを執り、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した支援体制と関係部署連携強化として、6月の民生文教委員会で提案させて頂きました庁内会議を「発達障がい児（者）の支援に関する庁内検討会議」として、いち早く7月に設置されたことにつきまして感謝致します。大変にありがとうございました。

　また関連部署での専門的事項検討の為の実務者会議の開催、早期支援拡充に繋げられるアイテムでの、各部署統一でのチェックシート、個別の支援計画シートの導入の検討、

などと帳票類を含め制度や、システムの構築がされていくことに心から感謝致します。

市民に向け、発達障がい児者への理解のためのガイドブック作成も検討を始められているとの事、発達障がい児者の支援では重層的で素晴らしい対応として、甲府が全国に先駆けの先進市であることは、我々の調査でも明白であり、当局の御努力を高く評価いたします。国の法律の方向付けがあるとしても、の努力的事務事業も発達障がい児者の福祉向上のため新たで、独自な制度設計をされていること。

その上、ご提案させて頂いた通り、先の「庁内検討会議」を甲府市障がい者福祉計画へ位置付けるとの事、また今後は、この中でそれぞれの対象者の方々について議論検討された情報、対応対処が示された手立てが記載されたものが、発達障がい児者の受け皿として31年完成の「仮称子どもの心のケアに係る総合拠点」へ繋がり、いち早く治療・加療、対応処置ができる即応体制が整う事、先進的な制度設計がされる、甲府版の発達障がい児者ケアシステムが含まれたとも云うべき、この甲府市障がい者福祉計画が、県下全域

に水平展開されればと希望します。

　これで甲府市の発達障がい児者への対応については一定の区切りがつくものと考えますが、ご答弁の通り発達障がい児者の人数は増加傾向にあることから、今後も切れ目ない支援を行って頂きますようお願いし、要望を付して質問の区切りと致します。ありがとうございました。